

Libra お手軽スタートパック 従量課金制 取引約款

ロゴスウェア株式会社

ロゴスウェア株式会社（以下「弊社」という）は、弊社の提供する「Libra お手軽スタートパック 従量課金制」（以下「本サービス」という）の利用を、以下の取引条件に基づきお客様に提供いたします。お客様は、以下の取引条件に同意し、弊社所定の方法で申し込みを頂いた日を契約締結日とし、本サービスの利用をすることができます。

第1条（目的）

本取引約款の目的は、お客さまが本サービスを利用するにあたり、弊社よりお客様に請求する利用料金および支払い方法などを定めるものです。

第2条（サービス提供価格）

1. 弊社がお客様に提供する「本サービス」の利用料金は、別紙「LOGOSWARE Libra 従量課金制 料金表」に記載された通りとします。
2. 利用者数のカウント方法は、システムにログインしたユニークユーザー数をカウントするものとします。
3. 弊社はお客様に対して、前月 25 日～当月 24 日又は 1 日～月末までを利用月とし、利用者数を集計し、請求書を発行します。
4. 市場の状況に応じて、価格変更の必要があると考えられる場合、弊社はお客様と協議し価格を変更する場合があります。

第3条（支払い方法）

1. お客様は、弊社から請求される毎月の利用料金を、利用月の翌月末までに弊社の指定した銀行口座に振り込むものとします。
2. その際の振込手数料は、お客様の負担とします。

第4条（最低利用期間）

1. 「本サービス」の最低利用期間は1年間となります。利用開始から1年以内での解約はできません。
2. 一旦解約し再度利用を開始した場合は、新たな利用開始となり、再度、1年間の最低利用期間が適用されます。

第5条（解約方法）

1. 本約款に基づいた契約を解約し、本ソフトウェアの利用を終了する場合は、お客様より、弊社所定の方法に従い解約申請していただきます。
2. 解約日は、解約申請を弊社が受理した日から翌月の 24 日又は月末に設定され、解約日をもって本サービスの提供が停止されます。

第6条（強制的契約解除）

弊社は、以下の各号の場合に、お客様の利用を停止し、本約款に基づいた契約を解除することができます。

- (ア) お客様から支払い期日までに利用料金が支払われない場合
- (イ) 本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにも拘わらず当該期間内には是正を行わないとき
- (ウ) 自ら振り出し、または裏書した手形又は小切手が一通でも不渡となったとき
- (エ) 租税公課の滞納処分を受けたとき
- (オ) 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等、強制執行を受けたとき
- (カ) 破産、民事再生または会社更生の申し立てがなされたとき
- (キ) 解散、合併または営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき
- (ク) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき
- (ケ) 財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき

第7条（準拠法等）

本取引約款は、日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈され、本契約に関する全ての紛争についての第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

第8条（協議）

本契約に定めのない事項および疑義が生じた事項については、弊社とお客様が協議のうえ決定します。

更新履歷

2018 年 11 月 27 日 (-01) 初版